



大田区 重層的支援体制整備事業 の実施について

— 大田区版「地域共生社会の実現」に向けて —

大田区の概要

➤ 人口

733,720人（令和5年7月1日現在）

➤ 世帯数

408,965（令和5年7月1日現在）

➤ 面積

61.86平方キロメートル（23区内第1位）

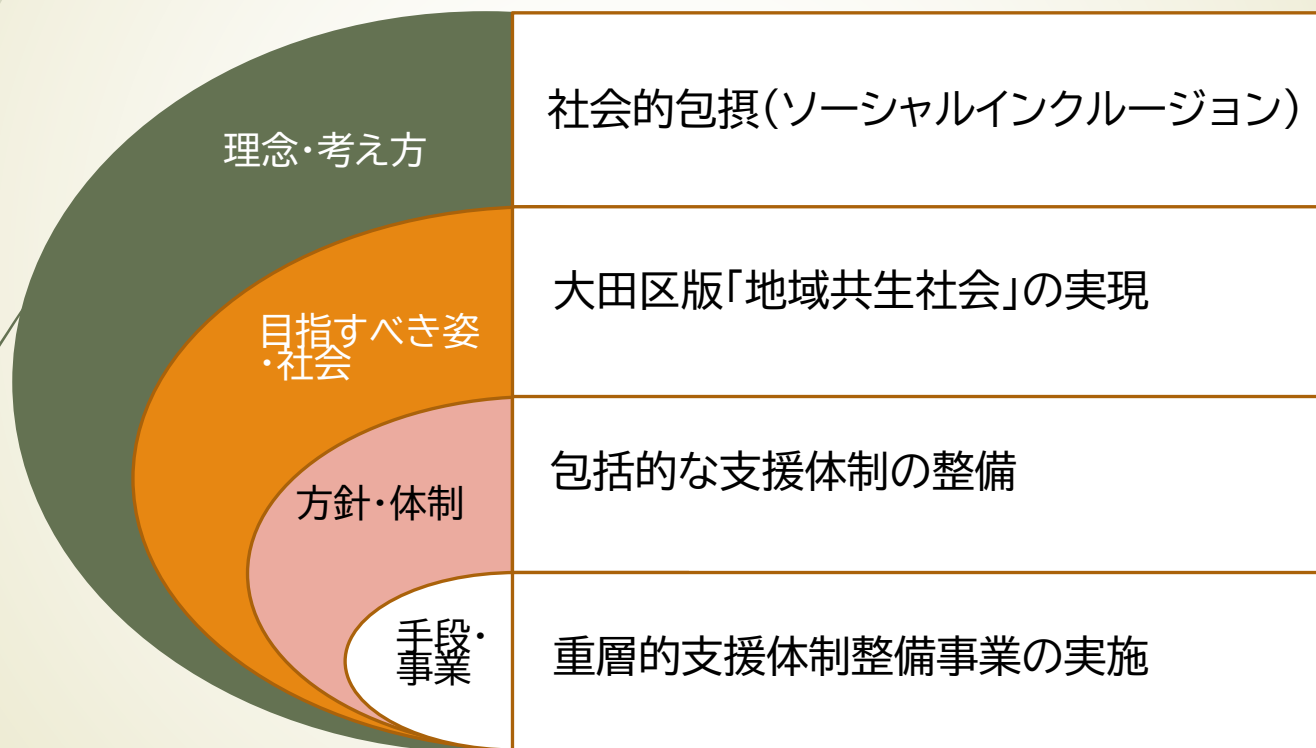
➤ 高齢化率

22.7%（令和4年1月1日現在）

地域共生社会をめざす背景

- ▶ 大田区の高齢者人口は、令和22（2040）年度には、**高齢化率は27.0%**に達し、高齢者の単身世帯や、夫婦のみの世帯の増加、認知症の高齢者の増加が見込まれます。
- ▶ 一方で、**出生率の低迷による、生産年齢人口の減少**が危惧されます。
- ▶ しかし、子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となる中、**家族内の支援力の低下**や、**地域でのつながりが希薄化**している状況があります。
- ▶ こうした中、支援ニーズの多様化と複雑化に、**単一の専門分野の制度利用や支援だけでは、生活課題に十分に対応できない事例が増えています**。
- ▶ 課題を抱えた方の中には、自らが相談に行くことや、課題を認識することが困難な方がいて、必要な支援につながれずに、**制度の狭間で孤立してしまい、「生きづらさ」を抱えた方が増えてきています**。
- ▶ こうした現状から、**大田区版「地域共生社会の実現」**に向け、**包括的な支援体制を整備する具体的な取組として**、令和5年度から社会福祉法に基づく「**重層的支援体制整備事業**」を実施します。

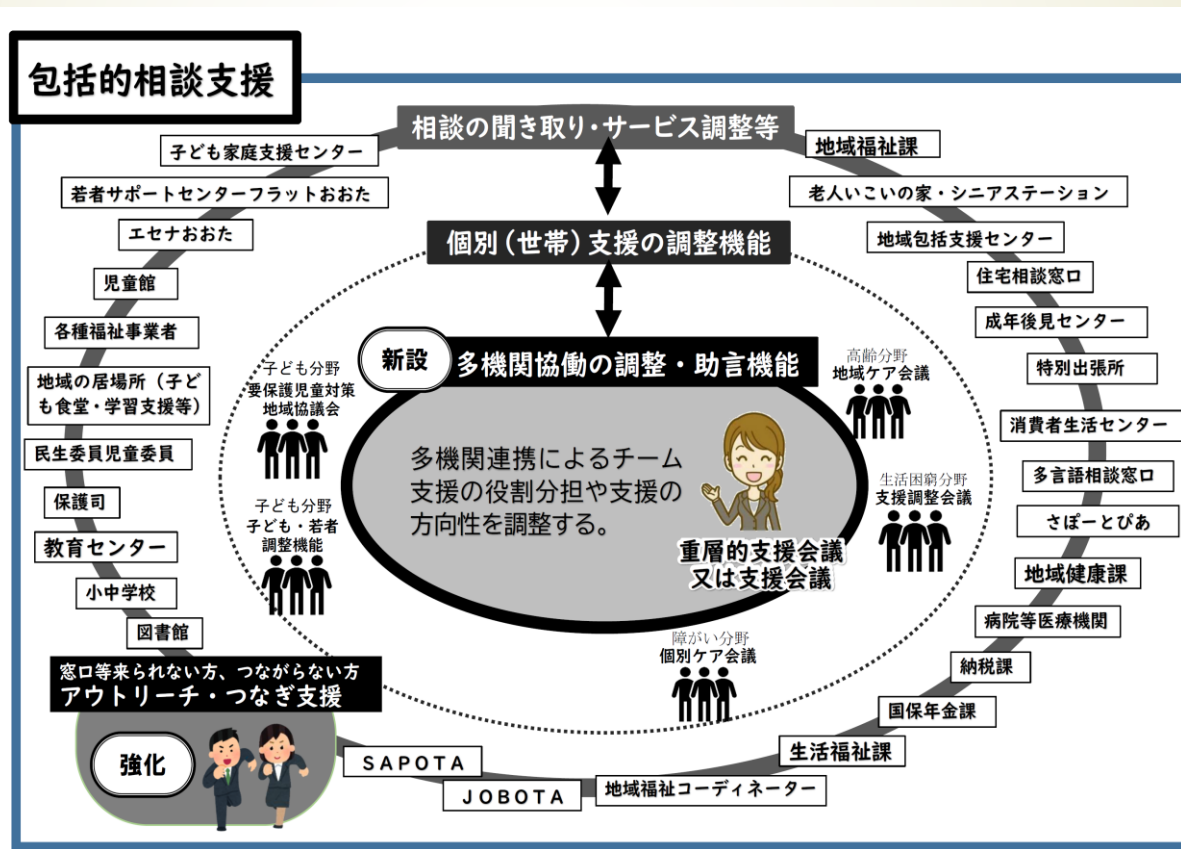
重層的支援体制整備事業の位置づけ



区の包括的相談支援のイメージ

既存の各相談窓口で、区民からの相談を受けとめ、複数の課題を抱えている場合には、区民が各窓口を回るのではなく、大田区の内部体制の中で、関係機関と連携して、包括的なチーム支援を形成します。

その内部体制の多機関連携をサポートする役割として、各地域福祉課の地域包括ケア推進担当が、一緒に検討していきます。



区が考える「重層的」の意味

- ① 「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」の3つの支援を“重層的”に実施すること。
 - ② 課題に対して必要な支援サービスを提供するために、支援機関が連携してチームとなって“重層的”に支援すること。
 - ③ 区が行う重層的支援とともに、地域住民、事業者、NPOなどの多様な主体が参画し、“重層的”に支えあうこと。
-
- ※ 対象となる課題は、複雑化・複合化した課題だけでなく、広く区民が支援者を必要とする課題とします。
 - ※ こうした取組によって、早期把握・早期支援による早期解決の予防的支援にもつなげていきます。

法対象事業

法対象事業		区該当事業	所管課
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	1 地域包括支援センターの相談支援	高齢福祉課
	基幹相談支援センター等機能強化事業	2 大田区立障がい者総合サポートセンターの相談支援	障がい者総合サポートセンター
	利用者支援事業	3 妊婦面接・新生児等訪問	健康づくり課 地域健康課
	生活困窮者自立相談支援事業	4 大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAの自立相談支援 強化	蒲田生活福祉課
多機関協働事業	5 多機関協働事業 強化	福祉管理課 地域福祉課	
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	6 大田区ひきこもり支援室SAPOTAのアウトリーチ支援等	蒲田生活福祉課	
参加支援事業	7 地域福祉コーディネート事業 強化	福祉管理課	
地域づくり支援事業	地域介護予防活動支援事業	8 地域介護予防活動支援事業 地域福祉コーディネート事業 強化	高齢福祉課 福祉管理課
	生活支援体制整備事業	9 生活支援体制整備事業 地域福祉コーディネート事業 強化	高齢福祉課 福祉管理課
	地域活動支援センター機能強化事業	10 地域活動支援センター	障害福祉課
	地域子育て支援拠点事業	11 子育てひろば	子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援センター
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	12 おおたフード支援ネットワーク事業 新規	福祉管理課

※(2)区該当事業の内容では、該当する上記**1**～**12**を付番して表記しています。

多機関連携の調整機能

各支援機関の関係機関へのつなぎをサポートし、状況に応じて、分野や年代に関わらず、広く支援者を必要とする課題に対して、チームづくりの総合調整等を行います。

所管課

各地域福祉課 地域包括ケア推進担当

(1) 重層的支援会議等の実施

各支援機関の包括的相談支援をサポートする手段のひとつとして、次の機能をもった重層的支援会議の実施や調整・助言等を行います。

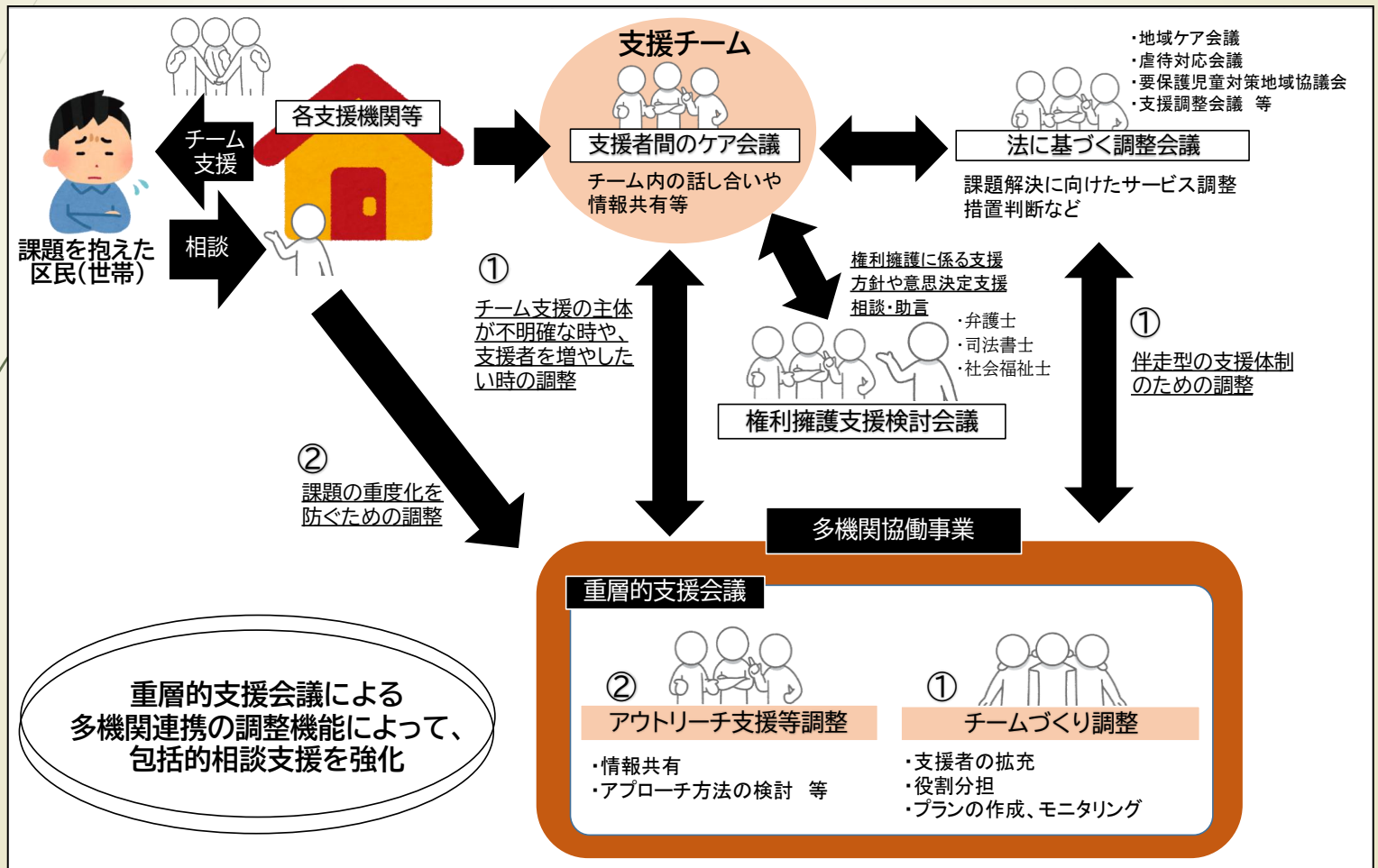
① チームづくり調整機能

課題に応じて必要な機関と支援方針や役割分担を検討し、支援プランを作成します。また支援プランのモニタリングを実施します。

② アウトリーチ支援等調整機能(社会福祉法第106条の6に基づく支援会議)

法に基づき支援チームに守秘義務を課したうえで、必要な情報を関係者と共有し、対象者本人との関係性づくりをするためのアウトリーチ支援等の方法を検討します。

既存の各調整会議機能と 新たな機能との関係性



大田区地域共生社会推進本部の設置

■ 設置目的

区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対し、庁内の関係部署が連携して地域共生社会の実現に向けた適切な支援を実施するための体制を整備・構築します。

■ 構成員

区長を本部長、副区長を副本部長に、企画経営部、総務部、地域力推進部、区民部、福祉部、健康政策部、こども家庭部、まちづくり推進部、教育総務部の各関係部長を本部員として構成しています。

■ 役割

- ✓ 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の総合調整及び連携方針に関すること。
- ✓ 区民の新たな支援ニーズに対する解決策や関係部局の連携方針に関すること。
- ✓ 関係部署相互の情報交換及び状況把握に関すること。

社会福祉協議会との連携

区は地域福祉実践の重要なパートナーである大田区社会福祉協議会と連携・協働して、包括的支援体制の強化を図ります。同時に、制度の狭間への対応や、課題の重度化に対する予防的支援を重視する観点から、互いの強みを活かしながら、本事業を構成する各事業を一体的・総合的に実施することによって、本事業の効果を一層高めていきます。

【地域福祉コーディネーターによる取組み】

▶ 参加支援

地域に出向き、地域の課題や個別の困りごとを把握して、必要に応じて、福祉サービスや地域の社会資源等につなげたり、本人の希望に応じて、多様な社会参加へのつなぎや定着への支援を行います。

▶ 地域づくり支援

個別の困りごとを地域の中で共有し、解決に向けて話し合い、行動していくことのできる仕組みを地域の皆さんと一緒に考えていきます。

これまでの既存の高齢・障がい・子ども・生活困窮における各分野の地域づくり支援の事業を連携させて、多様な主体が役割をもって参加でき、地域の中で誰もが排除されない風土の形成をめざしていきます。

大田区福祉人材育成・ 交流センターによる支援力の強化

実施事業

福祉サービスに従事する皆様のスキルアップを支援するための研修会や福祉事業所での人材育成・人材定着を支援するためのセミナーの実施、eラーニング学習環境の整備などを行っております。



人材育成事業

- **複合課題対応研修**
8050世帯への支援や権利擁護支援など分野を越えたテーマに関する事例検討やグループワーク など
- **コミュニケーションスキル向上研修**
多機関連携時などに必要となるアサーティブコミュニケーションやファシリテーションスキル など
- **地域福祉推進研修**
地域づくりや新たな地域課題の解決をテーマにした研修 など

人材定着事業

- **人材育成スキルアップセミナー**
人材育成担当者向けの「仕事の教え方」 など
- **人材定着セミナー**
メンタルヘルスケアやハラスメント対策 など
- **福祉従事者交流会**
仕事の魅力の再確認や悩みの共有のため、グループワーク等による従事者同士の交流 など

eラーニング

- **福祉の基礎研修**
福祉従事者として身につけたい「人権の考え方」や「個別支援の流れ」、「利用者との関係の築き方（バイステック）」、「記録のポイント」等に関する研修動画 など
- **社会人の基盤研修**
組織・チームで働く上での「コミュニケーション」や「チームワーク」、「ストレスとの付き合い方」等に関する研修動画 など

※ 研修コンテンツは今後も充実を図っていく予定です。

重層的支援体制整備事業実施計画 の策定

- ▶ 大田区の重層的支援体制事業の詳細については、ホームページで公表している「令和5年度地域共生社会の実現に向けた推進方針 - 令和5年度重層的支援体制整備事業実施計画 -」をご覧ください。
- ▶ 大田区ホームページ>生活情報>福祉>大田区版「地域共生社会の実現」に向けて



区民も支援者も
一人で抱え込まない体制をめざしていきます！

